

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画

～いのちを守り 海と大地と共に生きる

ふるさと岩手・三陸の創造～

【抜粋】

※ 本資料の構成及び頁番号は、実際の復興基本計画のものとは異なります。

平成 23 年 8 月

岩 手 県

序章

1 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考えに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4 計画の期間

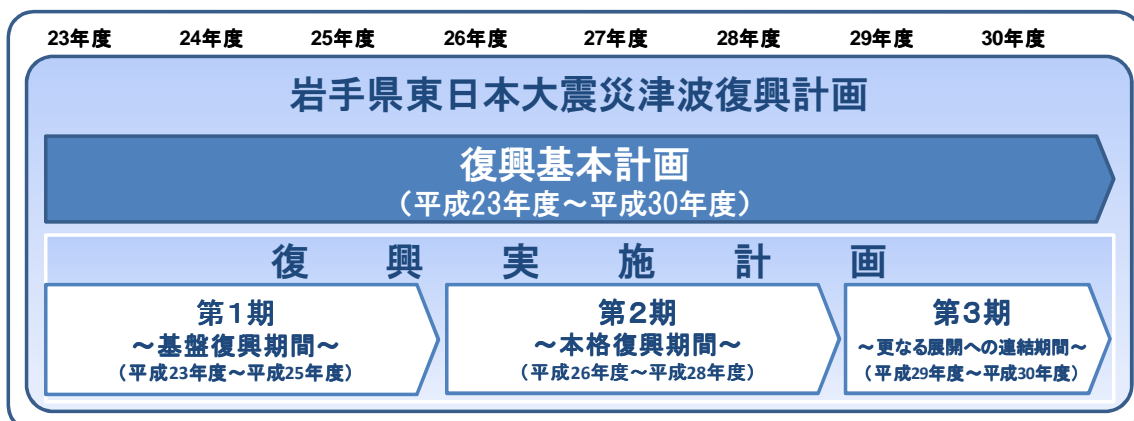
この計画は、本県における迅速な復興の推進を図るとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



※ 復興への歩みと計画期間との関係については、23ページを参照。

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げなければならない。

本章では、今回の大震災津波からの復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則を示す。

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをつなげ、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

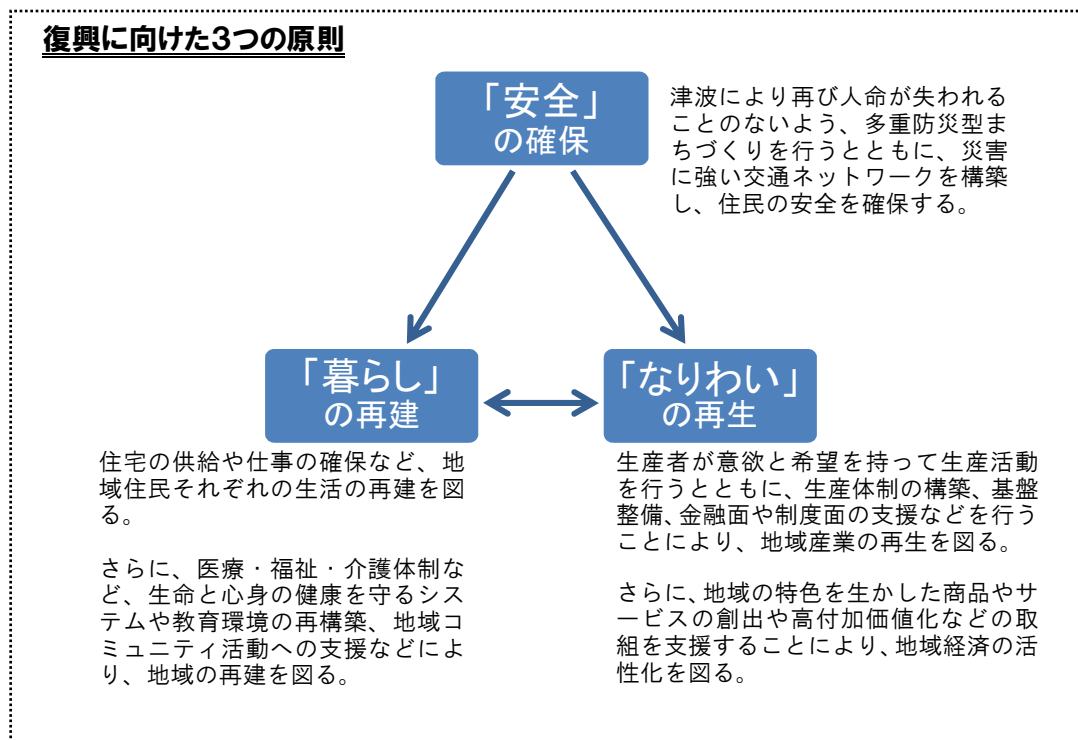
いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

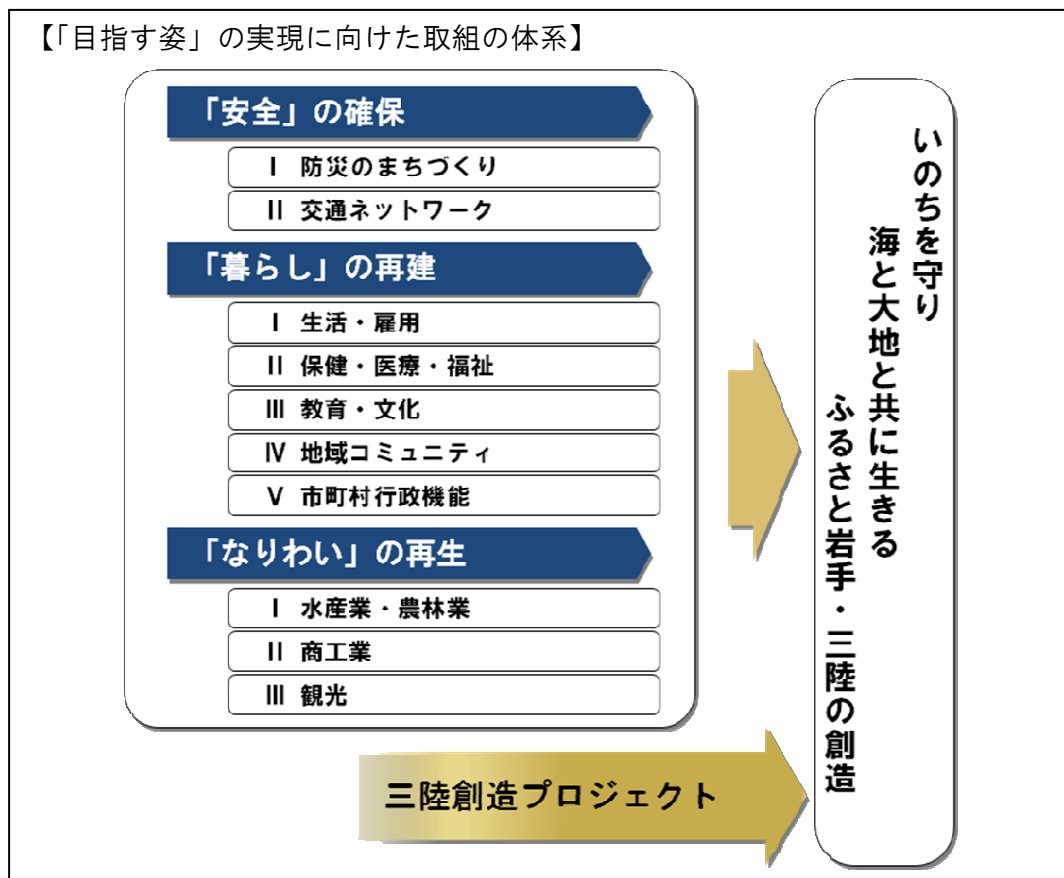
このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。

こうした考え方にに基づき、第3章では、「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのグランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示す。



1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、計画期間における具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。



本章の2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章の3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



「暮らし」の再建

II 保健・医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の心身の健康を守るため、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

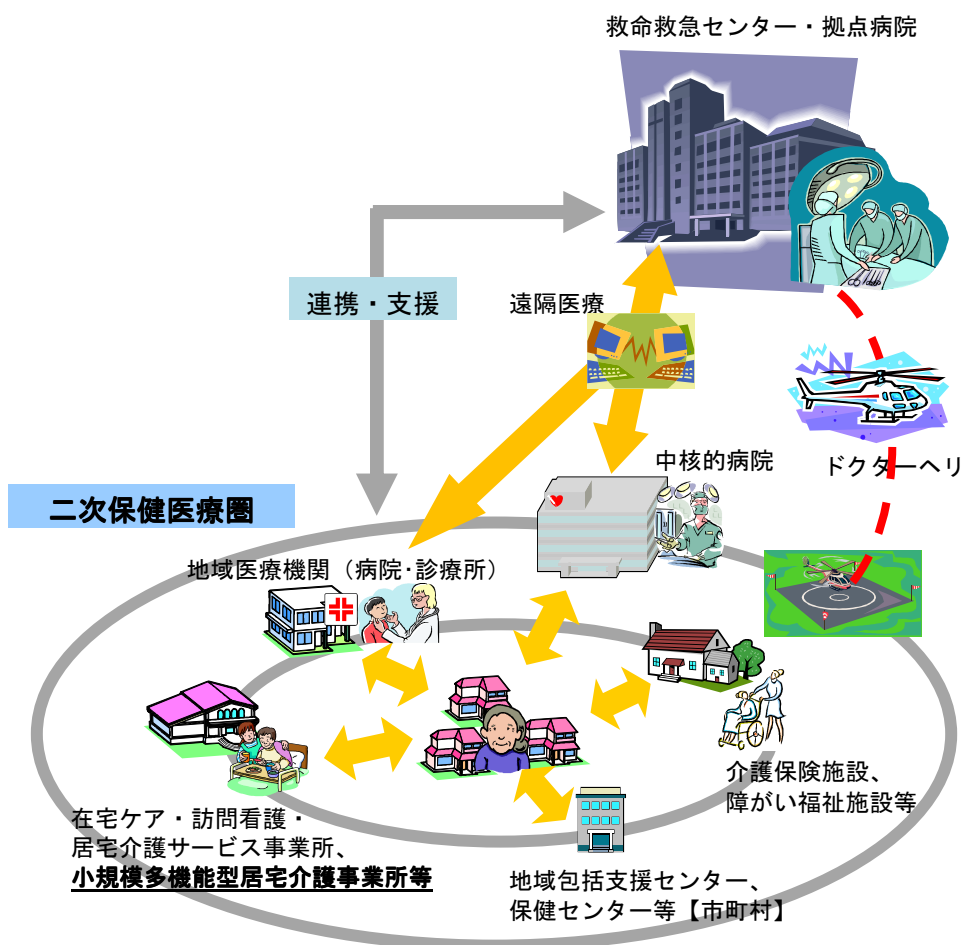
また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する保健・医療・福祉提供体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

概要

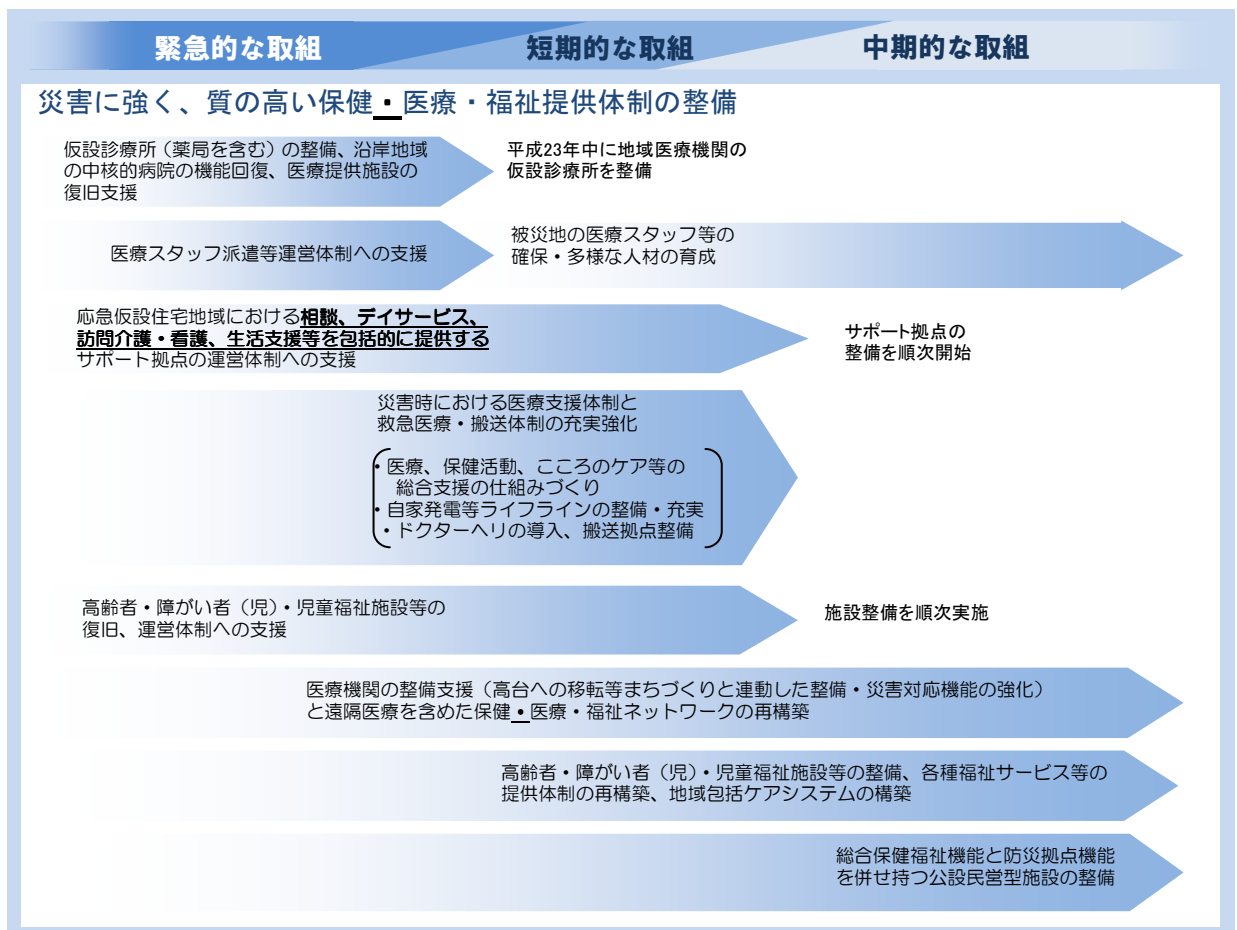
被災者の心身の健康を守るため、被災した**病院や診療所等の**医療提供施設及び**高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等**の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備

◆ 保健・医療・福祉提供体制の整備（イメージ図）



- **緊急的な取組**
 - ・ 病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援
- **短期的な取組**
 - ・ 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
 - ・ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- **中期的な取組**
 - ・ 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設を整備
 - ・ 地域の保健・医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
 - ・ 高齢者等の要援護者が地域で安心して生活できる**保健・医療・福祉の連携による**地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



3 取組項目一覧

「暮らし」の再建

Ⅱ 保健・医療・福祉

○ 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 仮設診療所（薬局を含む）の整備や医療スタッフ派遣等運営体制への支援
- ◆ 沿岸地域における中核的病院の医療機能の回復
- ◆ 「かかりつけ医」など住民に身近な医療を担う診療所等の復旧への支援
- ◆ 応急仮設住宅地域における相談、デイサービス、訪問介護・看護、生活支援等を包括的に提供するサポーター拠点の整備
- ◆ 避難所から応急仮設住宅への移転など、居住環境の変化に対応した介護予防や介護・障がい福祉サービスの充実
- ◆ 介護保険施設、介護サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧、運営体制への支援
- ◆ 障がい児の早期療育の場の確保
- ◆ 保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧、運営体制への支援

《短期的な取組》

- ◆ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- ◆ 災害発生当初のDMAT（災害派遣医療チーム）活動と連動し、医療、保健活動、こころのケアなどを一体的に進める医療支援体制の充実・強化
- ◆ ドクターヘリの導入とヘリコプター搬送拠点の整備など搬送体制の充実・強化
- ◆ 医薬品等の備蓄、医療支援の拠点機能の強化など災害拠点病院の機能強化
- ◆ 医薬品、診療材料、燃料等の計画的な備蓄、調達体制の再構築
- ◆ 災害拠点病院等の自家発電装置、通信機器等の非常用設備の充実・強化

《中・長期的な取組》

- ◆ 医療機関の整備支援（高台への移転等まちづくりと連動した整備、災害対応機能の強化）
- ◆ 遠隔医療を含めた保健・医療・福祉ネットワークの再構築
- ◆ 地域の医療、介護の充実を図る地域包括ケアシステムの構築と、拠点となる介護保険施設、介護サービス事業所等の整備
- ◆ 地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備
- ◆ 障がい児の専門的な相談支援体制の充実・強化
- ◆ 被災地域の子育てニーズに対応した保育所、放課後児童クラブ等の整備充実
- ◆ 防災機能を有する市町村保健センターや社会福祉施設等の整備
- ◆ 児童福祉施設、高齢者施設等の機能を有する“総合保健福祉施設”と防災活動、防災学習等の機能を有する“防災拠点施設”を同一の建物内で運営する公設民営型複合施設の整備



岩手県東日本大震災津波復興計画

復興実施計画

第1期 （平成23年度～平成25年度）

【抜粋】

※ 本資料の構成及び頁番号は、実際の復興実施計画のものとは異なります。

平成23年8月

岩 手 県

▼ はじめに

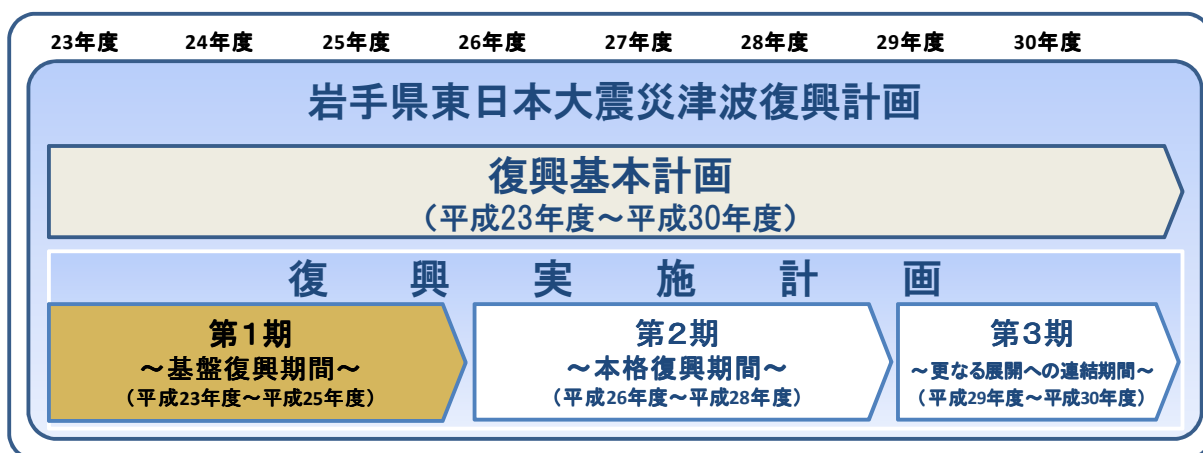
1 策定の趣旨

この実施計画は、岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）に掲げた「いのちを守り海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向けて、県が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すものである。

なお、掲載している事業等は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。

2 計画の期間

復興基本計画は、平成23年度（2011年度）から平成30年度（2018年度）までの8年間を全体計画期間としているが、実施計画では、第1期を基盤復興期間として位置付け、その対象期間を平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とする。



3 計画の構成等

この実施計画では、復興基本計画に示した「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組ごとに、第1期で実施を予定している事業をとりまとめたものである。

第1期は基盤復興期間であることから、多重防災型のまちづくり、三陸復興道路の整備、災害復興公営住宅等の整備、被災医療確保対策、水産業経営基盤の復旧、中小企業の再生等、復興の土台となる事業を掲載しているほか、第2期（本格復興期間）につながる事業等も掲載している。

実施計画の構成は、復興基本計画における取組の体系ごとに構成事業を整理した「施策体系」、事業名、実施主体、事業概要、実施年度を示した「構成事業の概要と実施年度」、事業一覧に記載した事業のうち特に重要な事業の概要を示した「主要な事業」となっている。

▼ 施策体系















10 分野	取組項目	構成事業
「暮らし」の再建		
II 保健・医療・福祉	災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	被災地医療確保対策事業★ 医療施設耐震化促進事業 （仮称）医療施設等復旧・復興支援事業 地域支え合い体制づくり事業 被災地障がい者相談支援事業 老人福祉施設等災害復旧事業 被災地における介護サービス事業所人材確保事業 介護雇用プログラム事業 障害者支援施設等災害復旧事業 被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業 子育てサポートセンター管理運営事業 子育て支援事業設備等復旧事業 医師確保対策推進事業 （仮称）地域医療医師支援事業 岩手県看護職員修学資金貸付金 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業 （仮称）保健師等人材確保支援事業 （仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業 ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業 ドクターヘリ導入促進事業 （仮称）ドクターヘリ運航事業★ （仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業 医薬品等に関する調達体制の検討 （仮称）災害拠点病院等非常用設備整備事業 老人福祉施設等自家発電設備整備事業 障害者支援施設等非常用自家発電機設置事業 （仮称）遠隔医療設備整備事業 老人福祉施設整備事業 介護サービス施設等整備臨時特例事業 障害者支援施設等整備事業 療育センター管理運営事業 児童福祉施設等災害復旧事業
	健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	被災者健康維持増進事業 被災地口腔ケア推進事業 地域支え合い体制づくり事業 （仮称）市町村保健センター復旧支援 被災地こころのケア対策事業 児童養育支援ネットワーク事業★ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 （仮称）こころのケアセンター等設置運営事業★ （仮称）精神科医療機関業務支援事業 （仮称）子どものこころのケアセンター運営事業 （仮称）こころのケア対策ネットワーク推進事業 （仮称）震災ストレス外来設置支援事業

▼ 構成事業の概要と実施年度

3つの原則








10分野

「暮らし」の再建  保健・医療・福祉

取組項目		災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備					
事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
被災地医療確保対策事業 ▼P71	県、市町村、民間医療機関	仮設診療所（県立病院仮設診療所を含む）と仮設歯科診療所を設置するとともに、自院の修繕・機材の再取得等で再開可能な医療機関の支援により、医療提供体制を確保					
医療施設耐震化促進事業	県	地震により建物が一部損傷した県立釜石病院について、施設の耐震補強工事を実施					
（仮称）医療施設等復旧・復興支援事業	県、市町村、民間医療機関	被災した医療施設等（県立病院を含む）の復旧や移転整備を実施					
地域支え合い体制づくり事業（仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業）	市町村	仮設住宅地域において市町村が行う、高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の設置・運営を支援するため、その経費の補助を行うほか、高齢者等サポート拠点運営者の研修を実施					
地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地要介護高齢者生活支援事業）	県、市町村等	被災地の要介護高齢者の介護サービスに係る自己負担軽減を図るため、市町村等が仮設住宅等において行う専門職種等の者による相談・支援等に要する経費の補助や、移動入浴車による入浴支援などを実施					
地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地介護予防支援事業）	県、市町村等	被災地の介護予防の取組を支援するため、専門家委員会によるアセスメントの実施、介護予防に係る各種研修、普及啓発のほか、専門職員の派遣による地域リハ活動支援等を実施					
地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者ふれあい交流促進事業）	県、市町村等	仮設住宅での生活における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、高齢者が気軽に参加できる運動教室や交流会活動を支援					
地域支え合い体制づくり事業（被災地地域包括ケア支援事業）	県	被災地の地域包括支援センター業務の支援を実施するとともに、巡回相談、認知症対策等の普及啓発等を実施					
被災地障がい者相談支援事業	社会福祉法人等	仮設住宅入居など生活環境の変化により新たに生じるニーズに対応するため、沿岸4障がい保健福祉圏域における相談支援事業所の職員を増員					
老人福祉施設等災害復旧事業（設備整備等）	社会福祉法人等	被災地における要介護高齢者の介護サービスを確保するため、被災した介護サービス事業者の事業再開のために必要な訪問・送迎車両及びパソコン等の購入に要する経費を補助					
老人福祉施設等災害復旧事業（施設整備）	社会福祉法人等	市町村、社会福祉法人及び医療法人等が行う被災した老人福祉施設等の復旧整備に要する経費を補助					
被災地における介護サービス事業所人材確保事業	県	被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援					
介護雇用プログラム事業	県、市町村	被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用と介護職員の資格取得による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援					
障害者支援施設等災害復旧事業（障害者支援施設等）	社会福祉法人等	被災した障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧整備に要する経費を補助					

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業	県	被災地の障がい福祉サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における障がい福祉サービスの確保を支援					
障害者支援施設等災害復旧事業（児童デイサービス施設）	市町村	早期療育の場を確保するため、児童デイサービス施設の復旧整備に要する経費を補助					
子育てサポートセンター管理運営事業	県	被災した地域子育て支援センターに対して、復旧に向けた民間支援の活用や子育て支援事業の立ち上げ等に向けた支援を実施					
子育て支援事業設備等復旧事業	市町村、社会福祉法人	被災した地域子育て支援センターに対して、事業再開のための設備整備に要する経費を補助 ・補助先：1市、1村、1社会福祉法人					
医師確保対策推進事業（岩手県医師修学資金貸付事業、医療局医師奨学生資金貸付事業、市町村医師養成事業）	県	被災した沿岸地域を始めとする県立及び市町村立等の病院に勤務する医師不足の解消を図るため、医学部に入学した学生に対して修学資金を貸付けを実施 ・H23貸付予定者：51人					
（仮称）地域医療医師支援事業	県	被災した沿岸地域を始め、医師不足が顕著な本県の地域医療に従事する医師の確保・定着を図るため、「地域医療支援センター」を設置し地域医療に従事する医師の支援を実施（沿岸被災地の医師支援を強化）					
岩手県看護職員修学資金貸付金	県	被災した沿岸地域を始め、県内に勤務する看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金（卒業後一定期間県内の特定施設等に勤務すれば返還を免除）の貸付人員を拡大 ・H23貸付人数：136人					
安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業	県	沿岸地域における看護職員の確保・定着を図るため、①看護職を目指す中・高校生の進学セミナー、②看護学生、未就業看護職、Uターン希望者の県内就職ガイダンス、③訪問看護（基礎）研修、を沿岸地域における看護職員の確保に重点をおいて開催					
（仮称）保健師等人材確保支援事業	県	市町村における保健師及び栄養士の確保の状況を把握しながら、情報提供及び助言等の支援を実施					
（仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業	県、岩手医科大学、県医師会等	災害や大規模事故等の発生時において、医師等の医療救護チームの効率的な派遣調整を行うなど、被災地の医療提供体制を迅速かつ円滑に確立する保健・医療支援のネットワーク体制を構築					
ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業	県、岩手医科大学（運航会社）	ドクターヘリ運航のため、県立病院ヘリポート等の整備を実施					
ドクターヘリ導入促進事業	県、岩手医科大学	ドクターヘリ運航のためのルール策定を行うとともに、岩手医大基地ヘリポートの施設整備、医師等の研修、必要設備の整備を実施					
（仮称）ドクターヘリ運航事業 ▼P72	民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部）	市町村消防等との密接な連携のもと、円滑、安全なドクターヘリの運航を実施					
（仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業	災害拠点病院	災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院における医薬品・食料品・医療資機材の備蓄と衛星携帯の配備に必要な経費を補助するとともに、関係医療機関等との訓練や情報共有などにより連携体制を強化					
医薬品等に関する調達体制の検討	県、市町村	地域防災計画に基づく医薬品、医療用資機材等の調達に係る協定を検証し、災害時の医薬品等の調達体制について検討するとともに、災害時に重要な役割を果たす医療機関の機能維持を確保できるよう、関係機関と連携して実施					

構成事業の概要と実施年度

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
(仮称) 災害拠点病院等非常用設備整備事業	県、民間医療機関	災害時において病院機能を維持するため、災害拠点病院を始めとする病院や人工透析を行う診療所を対象に、自家発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備に要する経費を補助					
老人福祉施設等自家発電設備整備事業	社会福祉法人等	人工呼吸器、喀痰吸引等の電源確保対策として老人福祉施設等が行う、非常用自家発電設備の整備に要する経費を補助					
障害者支援施設等非常用自家発電機設置事業	社会福祉法人等	停電により人命に危険を伴う重度障がい児者が入所する障がい福祉施設等が行う、非常用自家発電機の整備に要する経費を補助 ・補助先：1施設					
(仮称) 遠隔医療設備整備事業	県、市町村、民間医療機関	医療の地域格差解消等を図るため、通信技術を活用した遠隔医療の実施に必要な設備機器等の整備を支援					
老人福祉施設整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人	市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる老人福祉施設等の整備に要する経費を補助					
介護サービス施設等整備臨時特例事業	市町村	市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる地域密着サービス等の施設整備に要する経費を補助					
障害者支援施設等整備事業	社会福祉法人等	新しいまちにおいて、地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備に要する経費を補助					
療育センター管理運営事業	県	被災地域における障がい児の専門的な相談支援体制を強化するため、療育センター職員が被災地に出向き専門的な助言・指導を実施するとともに、沿岸地域に療育センターのサブセンターを設置 (H26予定)					
児童福祉施設等災害復旧事業	市町村、社会福祉法人	被災した保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧整備に要する経費を補助					

取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.15 被災地医療確保対策事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、一次医療等を担う医療機関が被災し、住民が十分な医療を受けることができなくなっている状況を踏まえ、被災地における応急的な医療提供体制を整備。

➤ 事業主体

県、市町村、民間医療機関

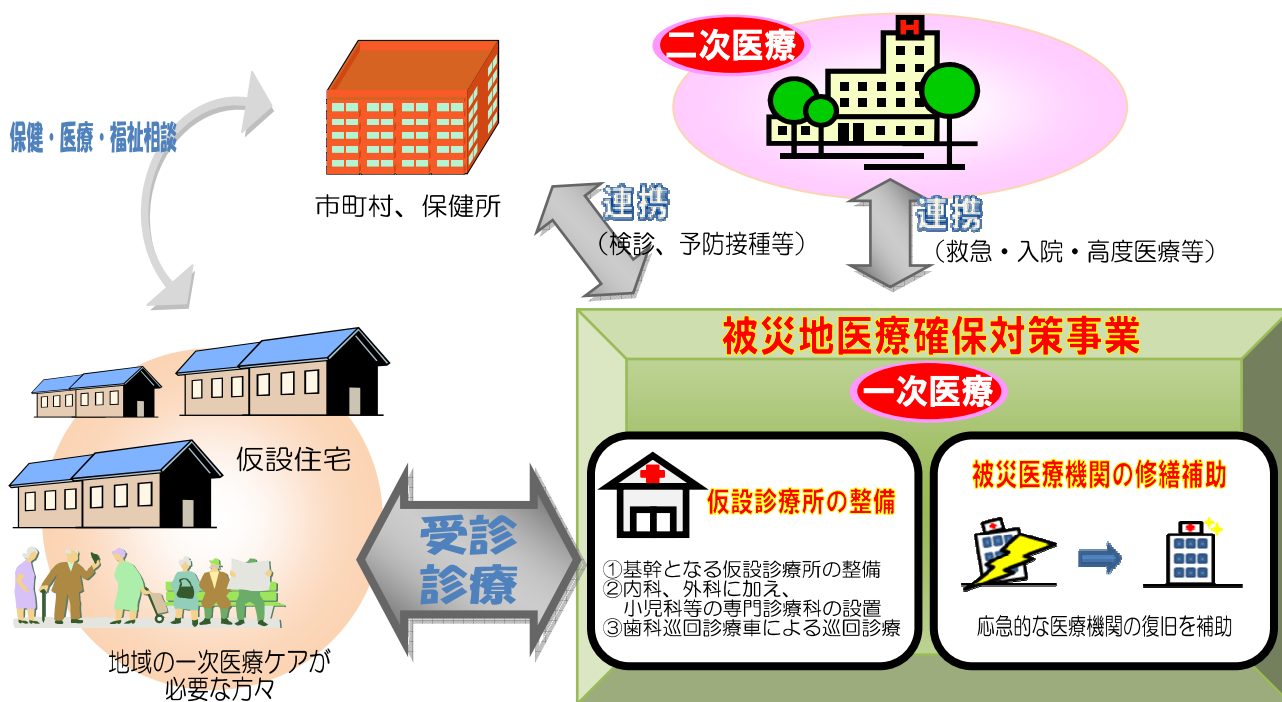
➤ 事業概要

被災地において、仮設診療所・仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備するとともに、被災した医療機関の施設修繕及び機材の再取得等、応急的な診療再開に要する経費を補助。
なお、仮設診療所等の運営については、県が設備を取得し、被災医師等に貸付けて実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度～平成 25 年度（状況に応じて延長）

➤ 事業推進イメージ



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.16 (仮称) ドクターヘリ運航事業

➤ 事業目的

本県における救急医療体制の一層の高度化を図るため、平成 24 年度からドクターヘリの運航を実施。

➤ 事業主体

民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部）

➤ 事業概要

平成 23 年度の基地ヘリポート整備、運航要領の策定等の準備作業を踏まえ、平成 24 年度にドクターヘリの運航を実施。

【基地病院】岩手医科大学附属病院

【基地ヘリポート整備地】岩手医科大学矢巾キャンパス

【運航方式】「発進基地方式」（現岩手医大附属病院の敷地内及び近隣地域は市街地であり、ヘリポート整備が困難であるため、郊外に基地ヘリポートや関連施設（「発進基地」）を整備し、併せて、岩手医大附属病院の近隣にヘリが着陸し、救急車に患者の引継ぎを行う地点を複数確保して運航。）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～

